

農業用廃プラスチック回収のご案内

令和7年度の農業用使用済プラスチック回収を下記要領にて実施致します。
内容を確認、ご承諾いただいた上で、委任状の提出・分別回収など、ご協力をお願いします。

1. 委任状の提出

- (1) 委任状は毎年提出が必要です。(本誌の最終頁にあります)
委任状の提出がない場合は、搬入をお断りします。
- (2) 提出期限および提出先

期 日	提 出 先	必 要 な も の
4月4日(金)まで	各所属地域資材窓口	①委任状 ②委任状に押印した印鑑を持参 (シャチハタ不可)

※4月5日(土)以降は渥美資材センターに提出して下さい。

- (3) 記入事項
 - ①ビニール、ポリごとの年間予想持込量
 - ②JA購買利用者カードの緑色面のコード番号
 - ③日付
 - ④住所・氏名・電話番号
 - ⑤押印(認印)

2. 回収要領 P3の「収集日カレンダー」をご確認ください。

3. 分別方法 P4、5の「分別について」を確認し、事前に分別して搬入してください。

問い合わせ先

 **JA愛知みなみ 渥美資材センター** ……TEL32-3000

 **田原市 農政課** ……………TEL27-7275

【田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会】

農業用使用済プラスチックは産業廃棄物です。

”野焼き・不法投棄は絶対にやめ、適正に処理しましょう。”

- 農業用使用済みプラスチックは産業廃棄物です。
- 使用者自らが適正に処理することが義務づけられています。
- ルールを守り、適正に処理しましょう！

※農業以外で発生した使用済プラスチックは回収いたしませんのでご注意ください。

表示義務について

産業廃棄物を運搬する際は、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の表示

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②農業者名



事業協力店

使用済農業用プラスチック類の処理は、「田原市農業用使用済みプラスチック適正処理対策協議会」が、田原市、JA愛知みなみ、農業用資材取扱店のご協力を得て実施しています。

※事業にかかる負担金の提供や収集作業の人的応援等、事業にご協力いただいた農業用資材取扱店は、次のとおりです。

令和7年度 事業協力店一覧

(50音順・敬称略)

荒木工業所(若見)	兼弥産業(株)	東海物産(株)
伊藤市朗商店	クラギ(株)	トヨタネ(株)
イノチオアグリ(株)	(有)種苗渥美ビニール	(株)中神種苗店
太田鉄工所	(有)杉原農材	彦坂鉄工所(赤羽根)
オオタワークス(有)	(有)鈴木三郎商店	(株)藤善
(株)オオバ農材	(株)大仙	明和(株)
(有)カトウクロス	田中商店	

1. 収集場所 田原市渥美最終処分場

2. 収集日および収集時間

午前中に受付が終了しない場合、午後からの荷降ろしとさせていただきます。
午後の受付時間終了後は、荷降ろしできません。

渥美最終処分場		曜日	収集受付時間		備 考
			午前	午後	
4月	28日	月	9:00～11:50	13:00～14:50	※発泡スチロール回収(事前予約制)
5月	26日	月			
6月	23日	月			
7月	22日	火	【夏 時 間】 8:30～11:20		7月～8月収集日は夏時間ですので ご注意ください。
8月	4日	月			
9月	1日	月	9:00～11:50		※9月1日の回収日が台風等で 中止の場合は「予備日」に回収 を行います。
[※予備日9月8日(月)]		月			
10月	6日	月			
	27日	月			
11月	25日	火			
12月	22日	月			
1月	13日	火			

※7月、11月、1月の収集は火曜日となりますので、注意してください。

※指定日以外は、搬入できません。

※昼時間(11:50～13:00)は搬入できません。(7月・8月の夏時間は、11:20～13:00は搬入できません。)

回収日の早朝より多くの車が順番待ちすることで、通行車両より苦情を受けますので、
回収時間前に並ばないようお願い致します。

- (1) JA農業情報システムに登録頂いた方には、毎月の回収日をメール連絡します。
- (2) 暴風や大雨警報発表時、降雪等により中止または開始時間を変更する場合があります。
その際には、JA農業情報システムでご連絡します。(※登録の方のみ)
- (3) 【暴風や大雨警報発表時の収集について】
 - ①午前7時までに解除…通常通り午前9時より回収します。
 - ②午前7時以降に解除の場合…中止とします。
 - ③回収中に上記警報が発表された場合は、中止とします。
 - ④その他、天候等の状況により中止する場合があります。

農業用使用済みプラスチックの

① 農ビフィルム リサイクル可能 ➡ 床材・シート等へのリサイクル

種類について

- 農ビ マーク入りの物
- 透明の農ビ

❗ 注意点

- (1) 10～15Kgのつづら折りとする。
- (2) 梱包ひもは同一素材(農ビ)にて2ヶ所をしぼる。
- (3) 農ビ以外のものを混入しない。

《良い例》



ビールで縛る

③《その他に該当するもの》 紐が通してあるもの



《悪い例》



農ビをマイカー線で結束してあるもの

その他

その他として排出してください

② ポリ(PO) リサイクル可能 ➡ 補助燃料へリサイクル(製紙工場)

種類について ※③：その他ポリ

❗ 注意点

- | | | |
|---|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 軟質ポリ (2) ポリ系フィルム(劣化していないもの) (3) 灌水チューブ、不織布(※③) など | } | 長さ1mくらい
重さ10～15Kg程度に梱包してください。 |
| <ol style="list-style-type: none"> (4) ビニールシート(ブルーシート)(※③) | — | 金具は外す。 |
| <ol style="list-style-type: none"> (5) 肥料袋
(不可：紙、外が紙で中がポリの2重袋) | } | 重ねて、ポリ素材のひもで十文字に結束してください。 |
| <ol style="list-style-type: none"> (6) 鉢、トレイ、コンテナ、育苗箱 | — | 鉢、トレイは重ねて梱包する。 |
| <ol style="list-style-type: none"> (7) 農薬ボトル | [| 中を十分洗浄し、ふたを外して排出してください。
肥料袋に入れ、袋の口は縛らず開けた状態で排出してください。 |
| <ol style="list-style-type: none"> (8) 農薬袋(※③) | [| 中を十分洗浄し、乾いた状態にしてから、
肥料袋に入れ、袋の口は縛らず開けた状態で排出してください。 |
| <ol style="list-style-type: none"> (9) ポリタンク | [| 20L以下のもの：中を十分洗浄し、ふたを外して排出してください。
20L～200L以下のもの：2～4分割程度に切断して排出してください。
200L～500L以下のもの：4分割程度に切断して排出してください。 |

分別について (3種類に大別されます)

③ その他ポリ

リサイクル不可能

➤ その他として排出して下さい

種類について

- 塩ビパイプ
- 上記以外のもの

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 農薬袋(アルミパック) | ② ビニールホース |
| ③ サニーホース | ④ マイカー線 |
| ⑤ ラミネート袋 | ⑥ ネット類 |
| ⑦ パッカー(金具は外す) | ⑧ グリーンマルチ |

！ 注意点

長さ2m以内に切断し、ひもで縛る。

ひもの種類 (○：マイカー線、灌水チューブ、PPひも 等)
(×：針金、縄、綿ロープ、ナイロンひも)

● 農ビフィルムの内、その他に該当するもの

！ 注意点

- 糸入りのもの ————— ウェーブブロック等
- 劣化品 ————— 端切れ、バラバラなものは袋づめにする。
- ひもが通してあるもの

④ 注意事項

- 荷おろし場所の順：ビニール → ポリ → ボトル・その他 → 塩ビパイプ
- 農ビフィルム・マルチに付着した泥は落としてください。
- 金属品は全て取り除いてください。
- 野菜残渣などを混入しないでください。

⑤ 回収できないもの

- ①ビン類 ②電球 ③布類 ④紙類 ⑤金属、金属の付属したもの ⑥エフクリーン
⑦発泡スチロール(※年1回、6月に回収します。事前予約制です。)

⑥ 回収時によく搬入される悪い例

金属を取り除けば回収できるもの



①ブルーシート



②パッカー

金属がとりはずせないものは
回収できません



コーティングワイヤー

※詳細については、各資材窓口におたずねください。

搬入・運搬についてのお願い

- (1) 回収現場では、農ビフィルム、ポリ、その他で降ろす場所が違います。分別表を確認し、分別ごとに積み込んでください。(P5の④注意事項参照)
- (2) 収集日には、混雑が予想されます。係員の指示に従って搬入してください。
- (3) 午前中に受付が終了しない場合、午後からの荷降ろしとさせていただきます場合がありますのでご了承ください。
- (4) 運搬についてのお願い：廃プラスチックの運搬中、荷台からのはみ出し、荷崩れ、落下等が起らないよう、積載方法に注意してください。
- (5) 搬入の際は車両の「土、堆肥、家畜糞などの汚れ」を落としてください。
- (6) 重機による荷降ろしを希望される方は、「作業依頼の誓約書」が必要となります。事前に資材窓口にお申し込みください。

ルールを守っていない搬入物は、受け入れを固くお断りします。

処理費の値上げおよび支払いについて

- (1) 処理費は値上げ傾向となっています。その場合は、個人負担額の増加が予想されますので、ご了承ください。
- (2) 農家負担分は、全回収終了後に精算し、3月頃に1年分を一括請求します。
- (3) 処理費は、年度により変動し、概ね事業費の70%程度を負担していただきます。

緊急時の計量方法について

- ①計量器の故障、②停電等による計量不能等の緊急時には、
「最大積載量による簡易基準」を用い、簡易的に請求処理させていただきます。

1. 「緊急時の最大積載量による簡易基準」

(1) 最大積載量	1トン未満	50kg
(2) //	1～2トン未満	100kg
(3) //	2トン以上	200kg

発泡スチロールの回収について(年1回)

- (1) 泥・植物残液等の付着したものは回収できません。洗浄されたものに限りです。
- (2) 6月の回収日のみ回収します。
- (3) 回収日の7日前までに事前予約された方のみ受け付けます。
当日受け付けはできません。発泡スチロールのみ積載し、搬入してください。
- (4) 発泡スチロールは、①一般の廃プラに比べ、**体積に対しての重量が非常に軽量であること。**②**重量当たりの処理費が非常に高いことから、計量重量×20倍を排出重量とみなし、回収します。**

(例：計量重量：10Kg → 200Kgとして年度末に請求します。)

※ただし、申し込み数量が少量の場合、中止とする場合があります。

- 受付先：JA愛知みなみ 渥美資材センター TEL 32-3000
田原市 農政課 TEL 27-7275

委任状

私は、愛知みなみ農業協同組合に対し、下記事項を委任します。
ただし、排出事業者として一切の責任は、私が負うことを確認します。

記

1. 私の事業場から排出される次の産業廃棄物の処理に関して、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者と委託契約を締結する事務

種 類	農業用ビニール	農業用ポリ類
数 量	kg	kg

2. 前項の契約に基づく委託料の支払いの事務
3. 法令及び第1項の契約に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の事務
4. 処理料金の納入事務

納入は、下記愛知みなみ農業協同組合の利用者コードの口座から、口座振替で納入する。
もし口座振替できない場合は現金で納入する。

◆利用者コード

								—	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

5. 事業費減額のため行う副産物の処理に関する事務
6. 田原市からの補助金交付に関する事務

年 月 日

委託者 住所 田原市

氏名 印

電話 —

受任者 所在地 愛知県田原市古田町岡ノ越6番地4
名称 愛知みなみ農業協同組合
代表理事組合長 鈴木 照彦

